

し ち の へ 農 業 委 員 会 だ よ り

通 巻 35号(30号令和2年10月)

発 行 七戸町農業委員会事務局

所 在 七戸町字森ノ上131-4

電 話 68-2967



農地パトロール強化月間(8月～10月)実施中です。
遊休農地は周辺への病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるばかりでなく、ごみの不法投棄につながり環境の悪化を引き起こします。

農業委員と農地利用最適化推進委員が、農地の適正利用に向けて、7班体制で地区内の農地を巡回しています。
農地に立ち入る場合がありますのでご協力をお願いします。

七戸町農業委員紹介

任期:令和2年7月20日

~令和5年7月19日

町長から任命された農業委員14名と農地利用最適化推進委員7名で新たにスタートしました。農地の利用最適化に向けて、農業者の代表として果たすべき役割を認識し、農業委員・農地利用最適化推進委員ともに連携しながら活動してまいりますので、よろしくお願い致します。

			
会長 天間 俊一(十字路)	会長職務代理 小栗 作之丞(道地川目)	農地利用集積検討委員会副委員長 金見 肇(荒中見)	遊休農地対策委員会委員長 天間 正大(道ノ上)
			
遊休農地対策委員会副委員長 中野渡 勝則(荒中見)	委員会だより編集委員 鳴海 美名子(上原子1)	委員会だより副編集委員長 小又 亮(小又)	農地利用集積検討委員会委員長 鳥谷部 長右工門(天間4)
			
互助会監事 天間 敏行(天間1)	農業者年金加入推進部長(七戸) 川村 正(上川目)	農業者年金加入推進部長(天間) 福村 由起江(道ノ上)	委員会だより編集委員長 佐々木 信幸(新町)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">— 農業委員会について —</p><p>農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。</p></div>	
互助会幹事 佐藤 秀夫(七戸蒼前)	互助会監事 鳥谷部 明(狐久保)		

七戸町推進委員紹介

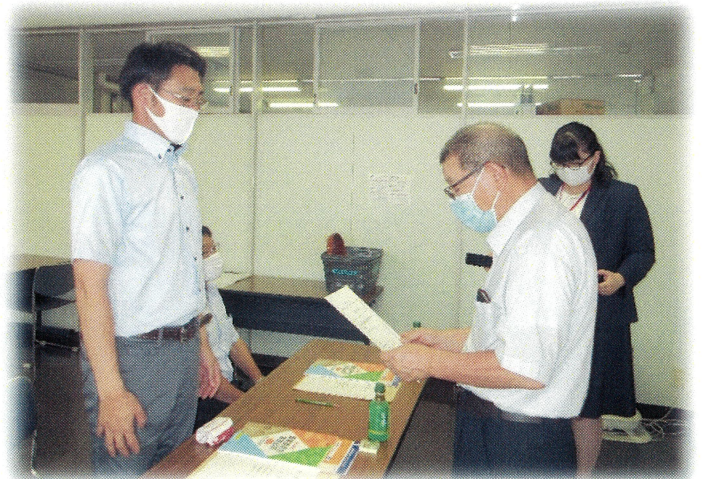
任期:令和2年8月3日

~令和5年7月19日

			
遊休農地対策委員会委員 友の会代表 楠 俊二 (原子)	友の会監事 鳥谷部 隆之(鳥谷部)	友の会副代表 西野 盛孝(十字路)	農地利用集積検討委員会委員 二ツ森 俊一(二ツ森)
			
友の会監事 岩城 和二(七戸蒼前)	遊休農地対策委員会委員 山田 繁雄(野沼寺)	農地利用集積検討委員会委員 瀬川 龍雄(作田川目)	

辞令・委嘱状交付式

任期満了に伴い農業委員に辞令を、農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。



各地区の農業委員・推進委員

農業者の代表である農業委員・推進委員は、担当地区において地域農業者の要望をくみ取り、これにきめ細かく応えていくとともに「地域の世話役」としての活動に積極的に取り組んでいきます。

主な活動内容は①農業者に対する相談・指導等、日常相談活動②農地法等法令業務、相続・贈与税等納税猶予制度、現地確認活動及び指導③遊休・耕作放棄地、無断転用等の点検活動及び指導(農地パトロール等の実施)などです。農業、農地等に関しては地元の農業委員にお気軽にご相談下さい。

	担当地区(行政区)	地区委員(◎班長)
天間林地区	尾山頭、栗ノ木沢、白石、原子、白金、向原子、上原子、柳平、坪、金沢、金木、天間大沢	◎天間 正大 鳴海 美名子 楠 俊二(推進委員)
	長下、中野、手代森、向中野、栄、鳥谷部、十枝内、疍、市ノ渡、夏間木、森ノ上、底田、道ノ上、松ヶ沢、旭、森中、協和、桜木、中嶋	◎福村 由起江 小又 亮 鳥谷部 隆之(推進委員)
	後平、馬込、曙、天間蒼前、黄金、十字路、原久保、諏訪、狐久保、石沢、一本木、舟場向、天間、小又	◎鳥谷部 長右工門 天間 俊一 西野 盛孝(推進委員)
	上野崎、長沢、下野崎、中岫、花松、寺沢、附田、榎林、昭和、貝塚、二ツ森、李沢、甲田	◎天間 敏行 鳥谷部 明 二ツ森 俊一(推進委員)
七戸地区	城内、新町、横町・本町、袋町、東大町、川向、蒼前、館野、新川原、小川町、下町、南浦、川原町、向町、柏葉町、大池、上町、荒熊内、大沢、作田、和田	◎佐々木 信幸 佐藤 秀夫 岩城 和二(推進委員)
	上見町、下見町、荒屋、中村、荒屋平、沼ノ沢、野左掛、寺下、横長根、一ノ森、川去	◎金見 肇 中野渡 勝則 山田 繁雄(推進委員)
	牧場、治部袋、倉岡、銀南木、南斗内、左一、上川目、西野、道地川目	◎川村 正 小栗 作之丞 瀬川 龍雄(推進委員)

“農家の皆さん”農業者年金に加入しませんか

- 農業に年間60日以上従事し、国民年金第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方であれば、農地を所有していない農業者や家族農業従事者も加入できます。
- 少子高齢化時代に強い年金です。(積立方式)
- 保険料の額は自由に決められます。(月額2万円から)
- 80歳までの保証が付いた終身年金です。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 認定農業者等の担い手の方は、保険料の国庫補助が受けられます。

詳しくはJA、または農業委員会事務局へ。

農業新聞の購読を

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

農業、農政の動きをわかりやすく解説
家族で楽しめる記事も充実しています



週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

購読の申込みは農業委員又は農業委員会事務局へお気軽に連絡ください。

相続によって農地の権利を取得したら…

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届けなければなりません。

◎届出を要する方

農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合
(所有権、地上権賃貸借など)

◎届出の時期

権利を取得したことを知った日から概ね 10ヶ月以内



- 編集委員長 佐々木 信幸
- 編集副委員長 小又 亮
- 編集委員 鳴海 美名子
天間 俊一
小栗 作之丞



七戸町の
二ツ森貝塚を
世界遺産に!